

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和7年12月10日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時37分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明  
雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男  
針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人  
議 長 梅 澤 米 満  
傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 浅 野 貴 之  
小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子  
大 谷 好 一 坂 東 一 敏 内 海 まさかず  
小久保 かおる 広 瀬 義 明 福 田 裕 司  
中 島 克 訓 小 堀 良 江 白 石 幹 男  
関 口 孫一郎

---

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子  
主 査 村 上 憲 之 主 査 田 島 沙由理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産業振興部長	高野	義宏
教育次長	五十畑	肇
農業委員会事務局長	熊倉	宜和
商工振興課長	糸井	孝王
観光振興課長	佐藤	光三
農林整備課長	大塚	和美
参事兼産業基盤整備課長	上岡	豊
教育総務課長	飯島	彰
参事兼学校教育課長	堀江	真哉
学校施設課長	國府	泰浩
保健給食課長	寺内	晴子
生涯学習課長	長澤	紀恵
文化課長	横倉	悟史
農業委員会事務局次長	高久	完治

令和7年第6回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和7年12月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第144号 栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定について
- 日程第2 議案第145号 栃木市文化財等収蔵庫条例の制定について
- 日程第3 議案第150号 栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第159号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）
- 日程第5 議案第160号 指定管理者の指定について（栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター）
- 日程第6 議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第7 議案第141号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第142号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第144号 栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 学校教育課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第144号 栃木市教職員人材育成・確保基金条例の制定についてご説明いたします。議案書は7ページから9ページ、議案説明書は6ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の6ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、栃木市立小学校及び中学校における教職員の人材育成・確保を目的とした事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市教職員人材育成・確保基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の7ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略をさせていただきます。次の8ページを御覧ください。各条文の概要を説明させていただきます。

まず、第1条は、栃木市立小学校及び中学校における教職員の人材育成・確保を目的とした事業に要する経費の財源に充てるため、栃木市教職員人材育成・確保基金を設置するというものであります。

第2条は、指定の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるというものであります。

第3条は、管理であります。第1項では、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとし、2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというものであります。

第4条は、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するというものであります。

第5条は、繰替運用でありまして、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるというものであります。

第6条は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるというものであります。

次の9ページを御覧ください。第7条の委任であります。本条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるというものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この第1条の条文なのですが、栃木市教職員の人材育成というのは、どうか私は納得できるのですが、確保基金というのは、今言っている先生になる人がいないからというお金なのか、この辺ちょっと丁寧に説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 人材確保につきましては、組織が必要な人材を採用しまして、適切に育成、配置、定着させることで、長期的に組織の発展や成長を支える取組全般を指しまして、今教員の成り手がいないからということよりも、学校の必要に応じて、どのような職種の方を採用していくべきかというところを検討しながら配置をしていければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の説明ですと、先生の、私が考えた確保というよりは、この先生はこの

部分に強い、この先生はこの部分が強いということで確保という言葉なのですか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 教員を確保するというよりも、例えば会計年度の職員等で不登校支援に関わる職員が必要だとか、いろいろ学校の実情に応じて配置できればというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の説明でかなり納得したのですが、私は最初の新卒というか、その先生の確保というふうに取りましたけれども、今の説明ですと、どちらかというと臨職というか専門職を雇うという、それでいいのですか、お願いいたします。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 必要に応じて専門職を雇っていくというふうな形で行いたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。そうしますと、これまでの説明で、例えばよく学校サイドから出てくる支援員というか、そういった人数を少し、1人サブでつけるとか、あるいは同等のレベルでつけるとか、あるいは校内支援教室に配置するとかみたいな、学校サイドから出てくる支援員みたいなところの確保という、具体的な目標はもう既にお持ちなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） その辺につきましても、今後学校の状況を見ながら、どのような会計年度任用職員、専門職が必要かというところを検討しながら、寄附された方の思いを有効に活用できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 会計を用意されて、その中で運営をしていく。そうすると、大体がいっぱいいっぱいのところ運営をしているような状況で、その中で積立金をつくってくるということは、どちらかというと寄附行為のほうを充てる部分が多いのでしょうか。内部からも当然入れるという話はありませんけれども、そうするとどこかの事業を削らないと、その積立金が生まれないという理屈にもなるのではないかと、あるいは人材確保が一番なので、ある事業はやっても、近未来のためにこっちの金庫へ入れるというみたいなことなのですか。そうではなくて、ふるさと納税みたいなところから入れてくるという、そういうことでもないのでしょうか。会計ぎりぎりのところで、積立金をつくる余裕が、当然いいことなのですからけれども、つくる余裕があるのだろうかということです。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） まずは、いただいた寄附金のほう、こちらのほうを財源として活用させていただければというふうに思っております。その後についてなのですけれども、その後につきましては、先ほどおっしゃっていただいたふるさと基金、そういったものを、栃木の教育支援事業というものがありますので、関係課との協議が必要となりますけれども、寄附金の確保に向けて検討してまいりたいと思います。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 今の答弁で、今いただいてある寄附金をというようなお話がありましたけれども、もう既に何かしらの寄附金があって、それを入れるためにこの基金を設立するというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） そのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） その今あるものの詳細というか、そういうのも少しお話ししていただけることは可能でしょうか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） この寄附につきましては、栃木市の子供たちの育成や教職員の人材育成・確保のための財源として活用してもらいたいという寄附がありまして、寄附金額につきましては1億円、そしてそのうち、この後補正のほうでも審議をいただきますけれども、奨学基金のほうで3,000万円、人材育成・確保基金のほうに7,000万円ということになっていただいております。以上です。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 補正のほうに確かに3,000万円と7,000万円で分けて、歳入のほうで入っていたかというふうに思います。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 今のお話聞いていますと、会計年度任用職員ということに限るわけではないということに受け取っているのですが、例えば教職員は県費職員、市費職員は市の費用で充てているということになって、この基金は、結局そういう寄附が集まってしまったので、どこかのよりどころがないと困ると、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうふうには受け止めているのですけれども。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 先ほど課長からありましたとおり、寄附者の意向がまずございます。それに対して本市としてどういった対応ができるかという中で、やはり今回は、1つは奨学金、子

供たちのためにということがございますので、奨学金。もう一つは、やはり教職員の部分、そちらについては、やはり先生方が今すごく大変な中、例えば今だと不登校対策、この前の一般質問にございましたとおり、校内版の教育支援センター、今いろんな学校で設置しているのですけれども、やはり人材の確保という点がすごく今問題になっていますので、その点をやはりクリアするためには、どうしても予算的な必要があります。たまたま寄附をいただいた方からも、そういう教職員の人材、負担軽減とは言いませんが、教職員に係る部分で役立つというか、そういった人材を確保できるような部分でも使っていただきたいというお話もございましたので、今回こちらで想定していますのは、やはり不登校対策の校内教育支援センター、そちらに、会計年度にはなってしまいますが、教職員の資格を持つ方を配置して、多くの学校にそれを設置できるような形で活用していきたいというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、基金の管理というものは、今度は議会の議決事案とは離れますね。必要ないですね。それは自由に教育委員会の判断でできるという、基金の使用についてはどのような手だてをして議会等に報告するつもりなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 予算につきましては、当然予算のほうに繰り入れるとか、あと歳出については充当先として、こちらに充てるということで記載しますので、そちらのほうで議員の皆様にはご確認いただけるかなというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 特別会計と一般会計、基金の中身について今まで私は審議したという記憶はないのです。これは、基金の場合には、基金を管理するところで、この後のこういう必要性があるのでやる。そのことを反対しているわけではないのです。そういうものが基金という、例えば国なんかもそうなのです。いろんな基金をため込んで、それをやりくりしているのです。一般会計から消えてしまうのです。そういうことのないように、執行に当たっては議会にもきちんと報告しないと、これは基金だからということで予算議決権に入らないというようなことは、そこはどののですか。基金は、これは予算に基金としてできてしまえば、議会の議決は必要ないですね、執行に当たっては。私の感覚はそうなのですけれども、そうなりますと、基金という、言葉は悪いですよ、裏金みたいなものを自由に人材育成のために使える。別に反対はしておりませんが、教育委員会がそのようなことになって執行するのは反対はしませんけれども、議会との関係というものは、次長が約束してやれるのか、法的なものというものもそこには必ず出てくるとお思いますので、その辺のことはよく分からないと。報告はしたいということですか。ただ、基金の報告というのを私たちはあまり聞いたことが今までありません。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） まず、基金につきましては、予算の中で繰り入れたり、そういった予算の流れはわかります。予算書の中で示しております。歳出についても、そちらの中でどこに出すというところもお示ししていますので、予算書の中で。決算の中で基金の残高とか、そういうことでお示ししていますので、一応議会のほうにはご説明させていただいているかなというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 私はある人の本を読みましたら、要するに裏金ではないけれども、基金というものをたくさんつくっておいて、それで都合のいい使い方をしているというようなことがあったものですから、栃木市は目と鼻の先に顔を突き合わせしようとしていますから、そういうことはないと思いますけれども、そのことについては了解をいたしました。

そして、目標金額というのは1億円ということですが、それはもう確保されているのですか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） これは寄附のほうでいただいております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第144号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第144号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第145号 栃木市文化財等収蔵庫条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 文化課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第145号 栃木市文化財等収蔵庫条例の制定につきましてご説明いたします。議案書は10ページから12ページ、議案説明書は7ページとなります。

初めに、議案説明書の7ページを御覧ください。初めに、提案理由であります。本市が所有する文化財等につきましては、他の公共施設の余剰スペースに保管をしておりますが、収蔵品等の増加により、収蔵能力の限界を迎えておりますことから、新たな保存場所の確保とともに、文化財等の集約及び保存環境の整備を図るため、栃木市文化財等収蔵庫を設置するに当たり、必要な条項を定めるため、本条例を制定することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の10ページを御覧ください。栃木市文化財等収蔵庫条例を次のように制定したいというものであります。制定いたします条例の内容につきましては、次の11ページを御覧ください。

まず、第1条は、施設の設置に係る条項であります。郷土の考古、歴史、民俗文化等に関する資料を保存するとともに、文化財等を活用し、郷土の文化の継承及び発展に寄与するため、文化財等収蔵庫を設置することといたします。

続きまして、第2条は、施設の名称及び位置について定めるものであります。名称は栃木市文化財等収蔵庫、位置は栃木市藤岡町富吉1544番地、廃校となりました旧藤岡第二中学校を活用するものであります。

次に、第3条では、文化財等収蔵庫の業務といたしまして、文化財等の保存及び調査研究を行うほか、収蔵庫の管理に関し必要な業務を行うこととしております。

次に、第4条では、収蔵庫は、栃木市教育委員会が管理すること。

第5条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

最後に、附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第145号 栃木市文化財等収蔵庫条例の制定についての説明を終了いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 先ほど説明のほうで、文化財の、今分散して収蔵している、そして収蔵スペースが足りなくなってきたというところで、それともう一点、保存環境の整備も挙げられておりましたが、藤岡二中を収蔵庫として使用するに当たって、保存環境の整備、何かしら手を加えたりとか、そういったことの計画があつたりするのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今回の収蔵庫に当たりまして、特段の改修工事等を行うものではありませんが、今現在保管されている場所が劣悪なところもかなり見られるということで、例えば西方総合支所にあるプレハブの中であるとか、藤岡の体育館の中にある、やっぱりプレハブですね、こういったところに保管してあるという状況が見られますので、今回旧藤岡第二中学校の校舎の中に保管することで、今よりは保存環境が向上するというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今現在プレハブで保存されているものもあるということで、少なくともプレハブでは保存環境は、先ほども答弁にありましたが、劣悪だというふうに、劣悪にならざるを得ない部分があるかと思いますので、藤岡二中のほうを収蔵庫として、もしさらに収蔵環境がよくなるような手だてがあれば、そういったものも前向きに考えながら、ぜひやっていっていただきたいと思います。何かご答弁があればお願いします。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 貴重なご意見ありがとうございます。今後そういった環境を整わせる必要が生じた場合には、そういった、例えば湿度管理であるとか温度管理、こういったことが本来できればいいのでしょうけれども、費用対効果などを考えると、すぐにというわけにはまいりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。今、劣悪な環境ということで、恥ずかしい話なのですが、西方公民館の前に堂々と建っております。七、八年前に、やはり委員会で出まして、管理はどうなのだということ、向こうの役所の建物の中に移してもいいのではないかというような答弁もあつたように記憶していますが、そのままになっております。

それで、先頃、ど田舎祭りが行われましたけれども、そこで農村芝居の現代版をやりました。西方城を話題にした現代版の、その背景には、西方町元に保存してあつた、そこで農村歌舞伎があつたのですが、どんちょう、それから背景のふすまが恐らく100枚ぐらいあるのではないかというのがその地区の人たち、あるいは今回農村歌舞伎をやった青年たちも十分承知をしております。それで、それは温度管理が必要なのではないのかなという話を、まだ今週の日曜日やったばかりです、ですから文化財には指定はされていませんけれども、恐らく100枚以上ぐらいになるかと思う

ので、行く行くはそういったことも考えられるものですし、実際あの背景を見て、もう全国レベルで発信してありますので、一度現物を御覧になって、そういうものが西方ばかりではなくて、ほかにもあるかと思っておりますので、そういった場合には環境をよくする面で、環境向上に向けてお願いをしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 貴重なご意見をありがとうございます。今回、専用の収蔵庫を設置するに当たりまして、各地域のほうから文化財等をそちらのほうに保管し直すということになるわけですが、これを機に、一旦全て台帳との確認等を行った上で、そういった温度、湿度管理が必要というものがあれば、そこは必ずしも収蔵庫に入れるということではなくて、環境が整ったところに保管するといったことも考えてまいりたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

別件です。それぞれ旧家のお宅さんでは、恐らく生活の、民芸というのか、鍋釜だとか、あるいは農業に使ったわらをすくやつありますよね。そういったものが、いろんな同種のもが各地域にあるのかと思うのです。そうしますと、出した本人にしてみれば、うちのは文化財になっているのだという地域間の争いが起きかねない。例えば大平にある鍋釜と、西方にある鍋釜は用途としても同じだし、時代的にも同じだといった場合、やはり本人の意思を尊重すれば当然両方ということになるのでしょうか。ある程度量と質の兼ね合いというか、その辺はもう詰めてあるのでしょうか。当然これ起きてくる問題ではないかと思っておりますので、難しい問題というか、人間の情が絡みますので、お考えがあればお聞きをしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

正式にはそういったものは歴史民俗資料ということで、指定文化財等ではありませんが、こういったものに関しては、合併前、旧市町ごとに寄附を受けていたということで、かなり重複している部分がございます。そういったことから、近年は、既にあるものについては、大変申し訳ないことではありますが、寄贈をお断りするという例もありますので、そういった寄附の申出等があった場合には、現在のストック状況なども勘案して寄附は受けるということになっていくかと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） きちんと条例名を読まなかったのですけれども、文化財等となっておりますので、文化財の価値があると思われるものを主体にということになってくるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

そういった歴史民俗資料についても、文化財という大きなくくりの中では変わるものではありません。ただいまお答え申し上げましたのは、指定文化財等にはなっていないということでお答え申し上げたもので、収蔵庫に保管するというような中では、やはり温度管理、湿度管理が必要なもの、もしくは市や県等の指定文化財等は、そういった保存環境がより整ったところに置くということで、こちらの収蔵庫には残りの、どちらかというとも歴史民俗資料が中心になってくるかと考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほどの答弁の中で、文化財等が数がかなり増えたということで、その収納スペースが少なくなったというお話ありました。まず、条例に至った要因ですか、まずその要因についてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 要因といたしましては、冒頭提案理由の中でご説明させていただきましたとおり、新たな保管場所の確保、そして点在している収蔵庫の集約、そして保存環境の向上と、これらが要因でございます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 現在、前この話出たかと思うのですが、収蔵場所、何か所で、市には何品ぐらい文化財があるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

割とまとまった収蔵場所で15か所ほどございます。収蔵品については、ちょっとかなりの数がありますので、ここでの答えは難しい状況です。ちなみに、今現在この15か所の面積を合計いたしますと、約1,800平米ほど使っております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 多分収蔵庫といっても、文化財を保管というか、ちょっと乱暴なことを言えば、ただ置いてあるだけということかなというふうに思います。ただ、やはり文化財ということであれば、やはり何らかの活用というのも必要ではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

こちらの文化財等の収蔵庫につきましては、常時の公開というわけにはまいりませんが、要望に応じて、例えば市内の小学校の社会科見学というのですか、地域学習というのですか、こういったことで地域の歴史民俗資料を見たい、もしくは研究者の方、大学等、こういったところから要望があれば、この収蔵庫の中で学芸員が展示、説明をしながら御覧いただくという活用は考えております。

す。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 要望です。

せっかくこういった条例の制定に当たりましたので、やはり先ほど言いました、何らかの形で文化財の活用方法もぜひ考えていただければありがたいと思います。

○委員長（福富善明君） 答弁よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 収蔵庫という言葉を知っているのですが、栃木市、委託収蔵ということで、年間四、五百万円払って美術品を預けていて、そして美術館が今度はできて、収蔵庫が栃木市の美術館にできたと思います。先ほどから議論をされている中で、出土関係、何々という本当に希少なものは、そちらに入れたほうが、まだ栃木市の美術館の収蔵庫はできて満杯にはなっていないと思うのです。ですから、先ほどから言っている歴史民俗の展示というか、そのものと、やはり美術館に入れる、収蔵庫に入れるものというのは、すみ分けをするというのはないのですか。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

美術館は、やはり今絵画であるとか、どちらかという美術品の専用という位置づけになっておりますので、基本的にこういった文化財等についての保管というのは、これまでやった実績というのはありませんので、今後特に温度、湿度管理が必要なものを所管できた場合には、そういったことも検討する必要があるかなと考えております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほど湿度管理、美術品ですから照明と湿度管理が大変だと思うのですが、そういうものが出たときに、栃木市の美術館が余っているのにまたつくる計画というのもいささか、余っているのなら、何もそこへ入れたほうが私はいいと思います。それほど財政が豊かではないのだし、それは満杯で入らないということであれば、それは私は考える余地があると思うのですが、やはり収蔵するに当たって、これはどうしてもここに入れたい、ここに入れたいというのは出てくると思うのです。先ほどの西方のですか、そういうものはどんなふうに見直しした中で保存していくか分からないですが、そのために私は予算をつけて違うものをつくるというよりは、空いているのであれば、美術館に、空いていれば入れたほうが私は得策かなというふうに思います。答弁をお願いします。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） お答え申し上げます。

今、美術館のほうの収蔵庫がどれほどの収蔵状況なのかということは、所管が違いますので、私

どもで把握しているものではありませんので、その辺今後、美術・文学館のほうとは協議しながら考えてまいりたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） お話を聞いていますと、取りあえずそこへ入れましょうと。空調があればそこへ空調を入れて、適正な管理ということのように受け止めましたけれども、やはりこういった民俗資料あるいは出土品、歴史的に価値のあるものというものを、やはり学芸員をそこへ配置しなかったら整理も何もできないと思います。いわゆる物置なのです。行政の考える、岩舟もそうでしたけれども、空いた教室に入れておく。それを、そこに専門、岩舟なんかはそういうことは難しかったけれども、栃木市になれば学芸員をそこに配置して、分類をして、そしてどれだけの価値があるかという調査を十分しなかったら物置なのです。この収蔵庫という名前を使うからには、国も県も全部学芸員を配置していると思います。専門家でないと分からないのです。これは、今後の問題というよりも、こういう機会ですから、学芸員を、その専門の学芸員を必ずつけられなければ、まさに物置なのです。これは次長が考えるべきことだと思いますけれども、学芸員の配置、建物あるいはエアコンもそうですけれども、まずこの学芸員を、1か所に集めるとすれば、当然学芸員を配置するということは当たり前のことだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 委員のおっしゃるとおり、学芸員によって収蔵品ですか、文化財等の収蔵品がどういったものがあるかというのを調査して、どういった価値ですか、そういったものをやっていくというのは必要だとは思っています。今、文化課のほうにも学芸員2人いますので、考古学と保存調査かな、そちらのほうにもいますので、そういった専門の職員、こちらにはいますので、今回の収蔵庫のほうに置くのではなくて、そちらからまず集めた上でどういったものがあるかというのを調査させていただいて、今後どうやって保存していくかというところを検討していきたいというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第145号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第145号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第150号 栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 学校施設課長の國府です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第150号 栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は22ページから23ページ、議案説明書は26ページから29ページとなります。

初めに、議案説明書の26ページをお開き願います。提案理由でございますが、体育館冷房設備の利用に係る使用料を徴収するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、28ページ、29ページを御覧願います。第2条の使用料につきましては、条文中の運動場夜間照明設備の次に体育館冷房設備、これを追加するものでございます。

次に、別表（第2条関係）、こちらにつきましては、1、スポーツ施設の表の中に開放施設として、体育館冷房設備、使用料として1時間につき1,000円、こちらを追加するものでございます。

次に、議案書のほうの22ページ、23ページを御覧願います。23ページが改正条例の制定文となります。内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明したものでありまして、附則としまして、この条例を令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） せっかくの冷房設備ですので、昨今の酷暑の中、冷房設備を使うということは非常に有効かと思うのですが、この温度設定、研究会でもあったかと思うのですが、温度設定によって大分コストのほうが変わってきてしまうかと思うのですが、その辺の温度設定は利用者に任せるとか、どういうふうにやっていこうかと思っていらっしゃるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

今年度におきましては、議員研究会の中でも説明させていただきましたように、各学校の運用に任せるところでございます。その中で、利用する上で環境があまりによくなければ温度を下げるというような形で対応しておりまして、具体的な細かい、何度に設定するというような基準については、来年度運用までに決めていく考えでございます。やはり学校によって建物の状況がかなり違います。それによって、例えば同じ設定温度でも、やはり冷える学校と冷えない学校、これは今年度利用した状況から判断しておりますので、基本的にはWBGT、暑さ指数計、そちらを参考として使っていきたいというふうな考えでございます。現時点では、まだ詳細な利用の設定温度とか、そういった使い方の決まりは決まっておりませんが、来年の暑くなる前までには考え方を整理し、各学校に通知するとともに、利用者のほうにもお願いするような考えでございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） よく分かりました。本当にその建物、その構造によって設定温度と実際の温度というのは差異が出てきてしまうというふうに理解をしておりますので、今ご答弁にありましたが、利用者の方への周知等ということでありましたが、当然議員研究会で議員のほうにも説明をしていただけたらと思うのですが、先ほどは議会のほうにという言葉がなかったので、議会のほうにも説明いただけますよね。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 委員おっしゃるとおり、この前の議員研究会で様々なご意見をいただきましたので、今後こういう形で運用ですか、そういったものの策定については、何らかの方法で情報提供なりさせていただければというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） これは冷房設備1時間につき1,000円ということなのですが、これはあくまでも冷房設備を使用したときに1時間につき1,000円という形だと思うのです。そのほかの使用料というのは別途かかるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

今回の条例の中では、先ほどおっしゃられましたように、冷房設備を使う場合、使うということに関して1時間1,000円かかります。あと体育館につきましては、体育館の使用料条例もこの条例の中に定めておまして、使用料が発生します。ただし、小学生、中学生、子供たちの育成に関する部分については減免対象になっております。今回のエアコンの部分についての減免は、この条例ではなく、教育委員会規則のほうで定めるのですが、その中では減免はしないという、夜間照明と冷房設備は減免をしないという、なので育成でも一応1時間1,000円をいただくというような考えでございます。ただ、体育館の使用料は減免されておりますので、冷房を使う場合のみ、その費用が発生するという考えでございます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 小中学生が使用しても減免はしないという、その理由というのはどのようなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 減免をしない理由であるのですが、やはり経費がかかるというもの、夜間照明、これは合併前からそれぞれの各市町でつくっていた条例と規則等を併せてまとめた形にはなるのですが、その中でも夜間照明、電気代がやはりそれなりにかかるというところで、その部分は減免しないというような考えだったと思います。それと同じような考えで、建物の体育館を使う部分はいいですが、冷房の部分についてはやはり、議員研究会でも説明させていただきましたが、燃料費がそれなりにかかりますので、その分はやはり費用負担をいただきたいという考えでございます。

実際に利用している団体の体育館の状況なのですが、ちょっとこれ調べたところ、昨年度、令和6年度の6月から9月まで体育館の使用状況なのですが、許可をした件数が1,135件ほどあるのですが、そのうちの半数以上、586件については体育館の使用料を減免しているというような状況でございます。なので、ほぼ半数以上の団体が子供たちの育成等に使っているというもので、その方たちには申し訳ないのですが、やはりエアコン代は負担していただきたい。使わないという申請であれば、いただかないのだけれども、使うに当たっては負担していただきたいと。そういったこともありまして、金額を1,000円に設定した、これは議員研究会でもちょっと低いのではないかと。というご意見もございましたが、ではその分、減免されない団体の金額を上げるとなると、やはりそれなりに、そういった育成以外の方たちに負担がかかるようなことも考えられますので、そこら辺を平準化して、今回1,000円という形を取らせていただいたところでございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今回1年間、多分調査するのだと思うのですが、やはりさっきから出ていのように、温度設定というのがかなり、逆なことを言うと、温度設定がまちまちだと思うのです。

本当にできたての体育館とか、そういうのであれば温度設定はかなり取れますが、老朽化しているところは、こちらから温度設定何度といったときに、果たして使える温度になるのか、その辺はどのように今後考えていくのかお聞きします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 温度設定につきましては、今委員おっしゃられたように学校によって本当に設定温度を変えないと環境が、熱中症対策として有効に使える環境ではなくなるところでございませう。実際に8月、9月、10月の実績等を見ますと、やはり10月とかは燃料費は下がってきています。というのは、やはり外気温が下がって建物室内もそれなりに温度が低くなっていけば燃料費も下がってきますので、そういった状況も踏まえて、やはり最終的な目的としては熱中症にならないためのものでありますので、先ほど基準を示すと言いましたが、やはり熱中症対策として有効に使えるような、各学校それぞれ、先ほど温度設定というよりは指標設定のほうで運用していきたいという考えでおります。

以上となります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） よく分かりました。ただ、今後電気料の問題というのもあると思うのですが、電気料ですと全施設とも平等ですから大丈夫なのですが、やはりその辺のことも文言をうたっていかないと、私は電気料が下がれば下げて当然だし、上がれば上げなくてはしようがないのかなというふうに思うのですが、その辺はどのように思っておりますか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

今、電気料という質問でございましたが、今回一応ガス式を採用していますので、ガス料金という形で置き換えさせて答えさせてもらいますが、やはりガス料金かかってしまうから設定温度を上げてください、あまり使わないようにしてくださいという考えもございませうが、目的が熱中症対策でありますので、そこはある程度使われてもしようがないかなというふうに私どもは思っております。ただ、学区、小中学校に通常これまでもお願いしている中では、電気代も含めてなのですけれども、省エネという観点から、できるだけ電気を消灯してもらおうとか、エアコンの設定温度を上げてもらおうとかというお願いはしながら、環境、経費的なものを削減、省エネに貢献してもらおうようお願いしております。ただ、実際、学習環境が悪くなるような状況までお願いしているものではなくて、そこは守った上でできる範囲で省エネに貢献してくださいというお願いでございませう。今回の体育館につきましても、やはり設定温度を上げれば燃料費は下がります。その結果、子供たちに負荷がかかるのは本末転倒の話になりますので、そういったところはやはり子供たちの環境、これを最優先に考えながら、その上で省エネに協力していただきたいというお願いをしているところでございませう。

参考までに、今月とか、実際エアコンを暖房設備として学校の集会とかで使っていただいているところもございます。ほとんどの学校では、冷房が終わった後は使っていないのですが、一部の学校では暖房として使っていただいているところもございます。ただ、やはりその話を聞きますと、暖房は熱がやはり上に行ってしまうので、あまり温まらないという学校もあるし、ある程度温かくなりました。助かりますという学校もございます。そういったところで、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、効果のない暖房はあまり使わないほうが、その代わり灯油とかのヒーターとかでやったほうが効率いいと。やはり効率的なところも考えて、今回のエアコンの運用をお願いするよう各学校には通知していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） すみません、電気とガス間違えまして。このガスは、多分1者で納めているわけではないですよ。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

単価は決まっていますが、各学校によって学校にそれぞれ別の業者が納入しているような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の一番最初の言葉で単価が一緒だという、業者が異なって納品していても、単価は常に一律ということでもいいのです。要するに業者が違うから、この学校は幾らとかという差はないということ。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

単価につきましては、単価契約を入札して単価を決めた中で、その上で納入業者がまちまちと。それなものですから、納入業者からそれぞれの単価は一緒になります。あと、参考までに、栃木東中と栃木南中につきましては、LPガスではなく都市ガスを使っておりますので、ここは都市ガス1者というところになります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の言葉で入札ということは、では各学校ごとに入札するのですか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 納入するガスの単価を決める入札がございまして……すみません。

ちょっとお待ちください……入札ではなく見積り合わせということで納入単価を決定したところでございます。協会のほうに見積りを依頼して、その単価を決定したところでございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今、入札と組合という言葉なのですが、やはり相手は組合で決定をすると

いう形ですね。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 組合で決定しております。

○委員長（福富善明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第150号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第150号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福富善明君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時05分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

◎議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第159号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 商工振興課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第159号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は41ページ、議案説明書は61ページになります。

初めに、議案説明書の61ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市大平まちづく

り交流センターの管理を行う指定管理者に株式会社大高商事を指定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の41ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平まちづくり交流センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、宇都宮市宝木本町1474番地5に所在します株式会社大高商事、代表取締役、伊原修であります。

3の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第159号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第159号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第160号 指定管理者の指定について（栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程をいただきました議案第160号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は42ページ、議案説明書は62ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の62ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターの管理を行う指定管理者に環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体を指定することにつきまして、議会の議決を求めらるるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の42ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、宇都宮市岩曾町1333番地に所在します環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体で、代表団体は、宇都宮市岩曾町1333番地、環境整備株式会社、代表取締役、上田哲也であります。

3の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありますか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） この栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センター、もうできてしばらくになるかと思いますが、どれぐらいになるか。その内容、そして利用状況についてお伺いをいたします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 栃木の勤労青少年ホーム、こちらが昭和41年の建築でございます。

そして、大平の青少年ホームが昭和49年に建築されたものでございます。勤労者体育センターにつきましては、昭和60年建築ということになっております。ホームにつきましては、両方とも50年以上が経過しているようなことになるかと思っております。

利用状況でございますけれども、令和6年度で申し上げますと、栃木勤労青少年ホームが年間で1万3,548人の方がご利用になっております。大平青少年ホームが7,438人の方が利用しています。勤労者体育センターにつきましては、年間で、令和6年度は3万3,184人の方のご利用がありました。ちなみに、体育センターのほうは、あまり利用者の増減というのはないのですけれども、コロナのときに落ち込んでいますが、その後回復しまして、コロナ以前の数字に近い人数にはなっているのですが、勤労青少年ホームのほうにつきましては、両方とも減少傾向にあるかなと思っております。特に、いわゆる条例で定めてあります40歳以下の方の利用が少なくなっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。たしか以前、大平のほうと趣旨が同じなので、合併というか統合してという議論があったかと思います。そうですね。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 今の予定では、令和9年度、令和10年3月31日で閉館、青少年ホームのほうですね、栃木青少年ホーム、大平青少年ホームは閉館することを目指しております。一部機能を勤労者総合福祉センターに移管しまして、閉館をする予定で今準備を進めたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、この後、受け手の話をちょっとしたいと思うのですが、そういった中で統合あるいは時代に合わなくなってきたという動きの中で、どんな課題を解決しようとして、この受け手はこういった指定を受けているのかというか、行政の姿勢でもありますけれども、課題が何で、どんなふうに臨もうとしているのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 課題と申しますか、これまで既に、今年も含めて5年間管理をしていただいているわけですが、その中でノウハウあるいは利用者とのお付き合いというのですか、そういった中で、残りの年数を適正に管理していただくというような、どちらかというところ義務感というか、企業としての義務感というような形で引き受けていただくようなことになるということだと思います。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうした中で、利用者も少なくなっている。片方は閉鎖になっていく。そうしますと、あと残り5年の指定ということですか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 2年間の指定ということになりまして、その2年で閉鎖の準備を進めていくということになります。令和8年度と令和9年度、この2年間です。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 認識不足で申し訳なかった。それは大平も閉鎖するし、こちらも閉鎖になるということよろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） そうですね。青少年ホーム自体は、大平も栃木も両青少年ホームが閉館をするということで予定をしております。そして、今泉町にあります勤労者総合福祉センターに一部の機能を移すということになります。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、この指定団体は、2年間の業務を以前にも増してというか、肅々とやるのみで、次へのステップを踏むような活動というのは別にないわけ、あくまでもこの内部の今までの延長で終了するということなのですか、あるいは次に向けてどんな課題を解決していくみたいなのではないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 両青少年ホームにつきましては、閉館ということになりますので、その肅々と管理をしていただいて、その後についてはその企業体さんのほうでどういうふうな活動をしていくのかというのは決めていくのだとは思いますが、ただ閉館までの間には、先ほど一部移管をしていくと申しあげました勤労者総合福祉センターのほうの指定管理者の期限の切れ目というのがありますので、場合によってはそちらのほうの指定を受けるために努力するようなこともあるのかなというふうには思いますが、それについては企業さんのほうで考えることになりますので、ちょっとその辺は未定ということになるかと思えます。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第160号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第160号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第136号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） ただいまご上程いただきました議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の86、87ページをお開きください。6款1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は1,833万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員に変更が生じることによる差額分及び給与改定に伴う変動分等を精査し、給与、職員手当を補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（農業委員会事務局）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は3,369万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。県単独農業農村整備事業費につきましては、県の補助を前提に予定していた農道整備事業について、県からの割当てが行われなかったことに伴い、委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

次の市単独土地改良事業補助金につきましては、農業用水の安定供給を確保するため、各土地改良区が早急に実施する農業水利施設の補修、修繕工事等を支援する必要があるため、当該補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、県の補助により実施を予定していた農道整備事業について、県の予算割当てが行われなかったことから、緊急性を要する箇所を市単独事業として実施するため、工事請負費を増額するものであります。

また、大平町北武井地内の不法投棄物撤去業務が完了し、入札差金が生じたことから、委託料を減額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費につきましては、排水路改修工事に伴う残土処分について、処分先の変更が生じたため、工事請負費を増額するものです。

また、排水路改修工事に伴う水道管布設替えの工事負担金について、工事箇所の見直しにより、次年度に見送ったことから、負担金を減額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、土地改良区が実施する渇水・高温対策事業及び省エネルギー化推進事業に対する補助金を増額するものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は746万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。治山林道管理費につき

ましては、不法投棄が相次いで発生した岩舟町三谷、小野寺地内の林道広戸三谷線及び大平町西山田地内の林道西山田線において不法投棄のおそれがある待避所等にガードレールを設置し、さらなる不法投棄を抑制するとともに、林道の安全対策を図るため、工事請負費を増額するものでございます。

次のナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、観光地をはじめ落枝、倒木による人的被害が懸念される箇所において、周囲への影響及び被害拡大を防止するため、ナラ枯れの被害対策に係る薫蒸等委託料及び森林所有者が行う伐倒駆除を支援するための補助金を増額するものであります。

続きまして、90、91ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,637万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中小企業融資保証事業費につきましては、制度融資の申込みが当初予定していた件数を上回り、中小企業向け資金融資信用保証料補助金等が不足するため、増額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は248万8,000円の増額です。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金及び平川産業団地特別会計繰出金につきましては、職員人件費の補正に伴い、特別会計への繰出金を増額するものであります。

続きまして、104、105ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は9,834万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。篤志奨学金給付事業費につきましては、とちぎ吾一奨学金利用者が9名となり、当初の見込みを下回ったことから、奨学生への給付を減額するものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、とちぎ吾一奨学金に対する寄附金の増額に伴い、基金へ積立金を増額するものであります。

次の教職員人材育成・確保基金積立金につきましては、栃木市立小学校及び中学校における教職員の人材育成・確保を目的とした事業への寄附があったため、基金への積立金を計上するものであります。

続きまして、106、107ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,171万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から4番目、小学校運営費につきましては、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害及び老木化による倒木や落枝等の危険性が高い樹木を伐採する必要があることから、委託料を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は120万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校就学援助事業費につきましては、就学援助認定者が当初の想定を上回る見込みであることから、扶助費を増額するものであります。

続きまして、108、109ページをお開きください。3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は341万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から3番目、中学

校運営費につきましては、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害及び老木化により倒木や落枝等の危険性が高い樹木を伐採する必要があることから、委託料を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は232万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校就学援助事業費につきましては、就学援助認定者が当初の想定を上回る見込みであることから、扶助費を増額するものであります。

続きまして、110、111ページをお開きください。4項2目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は530万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。図書館管理運営委託事業費につきましては、大平図書館の水道の給水ポンプが経年劣化により破損し、現在応急修理で当座の漏水を抑えている状態であるため、本修理に要する費用を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の50、51ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は312万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金の1項目め、土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業に対する県の補助金であり、内示額に合わせ減額するものであります。

続きまして、52、53ページをお開きください。水利施設管理強化事業補助金につきましては、渇水・高温対策事業及び省エネルギー化推進事業に対する国、県の補助金であり、内示額に合わせ増額するものであります。

次に、2節林業費補助金のナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきましては、ナラ枯れの被害対策事業に対する国、県の補助金であり、内示額に合わせ増額するものであります。

続きまして、18款1項6目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は1億50万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。教育総務費寄附金につきましては、とちぎ吾一奨学金に対する寄附が当初の見込みを上回ったこと、また教職員の人材育成のための寄附があったことから、寄附金を増額するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。19款2項11目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は600万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校運営費及び中学校運営費の増額に伴い、基金からの繰入金を増額するものであります。

次に、19目篤志奨学基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は216万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。篤志奨学基金繰入金につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用者が9名となり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次に、22目森林環境譲与税基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は460万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、治山林道管理費及びナラ枯れ被害緊急対策事業に充当するため、基金からの繰入金を増額するものであります。

続きまして、21款4項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は71万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分は2項目めになりますので、57ページの説明欄を御覧ください。損失補償回収金等（商工振興課）につきましては、制度融資に係る損失補償回収金が当初の見込みを上回ることから増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正（追加）についてご説明いたします。10款教育費、4項社会教育費、図書館管理運営委託事業につきましては、今回歳出で補正予算を計上しております大平図書館の水道本修理の工期が、破損した給水ポンプの製作を含めて7か月を要し、年度内完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

続きまして、債務負担行為につきましてご説明いたします。補正予算書の10ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）につきましてご説明いたします。表の上から13番目、令和7年度栃木市勤労者体育センター管理運営業務委託（指定管理者制度）、次の令和7年度栃木市勤労青少年ホーム管理運営業務委託（指定管理者制度）及びその次の令和7年度栃木市大平まちづくり交流センター管理運営業務委託（指定管理者制度）につきましては、それぞれ指定管理期間が令和7年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

続きまして、補正予算書の12ページをお開きください。第6表、債務負担行為補正（廃止）につきましてご説明いたします。表の一番下になります。令和7年度とちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましては、保険契約に係る支出負担行為は、保険期間にかかわらず保険契約の申込日で予算の年度区分を判断することとされたため、債務負担行為により措置した額を皆減するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 87ページ、4目の農地費です。県単の農村整備事業費がマイナスの6,898万6,000円減額補正となって、それがなくなってもやらなければいけないこととして、市単独で農道舗装繕工事費をやっていくというふうなご説明があったわけなのですが、全部で6,800万円の入りがなくなったところで、1,594万円のこの農道の舗装繕を今回の補正で上げてきたというのは、その優先順位をつけた中で、今現在最も必要だという観点からなのでしょうか、ご質問いたします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） お答えいたします。

県単の農業農村整備事業につきましては、農業用水の安定供給を確保する観点から、揚水機の改修など緊急性の高い案件を優先的に県のほうで支援していただいております。このため、農道舗装につきましては、事業採択が非常に厳しい状況にあります。特に今回要望しております大宮・国府地区に関しましては、埋蔵文化財包蔵地区が広く分布しております関係で、発掘調査などの事前対応も必要となることが想定されますので、こういったところも採択条件の一つかと考えられております。ただ、農道につきましては、特に大宮地区の農道に関しましては、舗装版が亀裂を生じておりまして、走行性が著しく低下しているような状況があります。農作物の搬出等に関しまして、傷み等の経年もありますので、早急に舗装していくということで優先順位をつけさせてもらって実施していくような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今回県単のほうで6,800万円減らされた理由のほうもご説明いただきましてありがとうございます。

この農道舗装整備、今回の補正で上げてきたわけなのですが、そのほかに県単の整備事業の補助のほうでやろうとしていたこと、要は優先順位をつけてきたわけですから、この次に優先度が高いといったものというのは、来年度の予算に反映されてくるのか、それともこれからの県単の整備事業費が幾ら入ってくるか分からないから、それを把握してからになるのか、ご答弁をいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 農道整備事業につきましては、県単のやはり採択が厳しいというところもあります。ただ、地元からの要望もかなりいただいておりますので、こちらのほうにつきましては何とか、今後やはり農業を継続していただくためにはきちんとした基盤整備が必要なので、整備していきたいと考えております。今後は、市単に切り替えるに当たりまして、工事による影響が、埋蔵文化財に及ばない範囲で工事を実施するような方法に見直しまして、市単独事業に切り替

えております。今回も県単で要望している工事費の約半分ぐらいの費用で今回の市単のほうは要望させていただいています。今後につきましては、やはり箇所数が多いものですから、財政課と協議しまして、起債のほうを充当させていただいて、できるだけ市の持ち出しが少ないような形、一時持ち出しが少ないような形で整備していきたいということで、新年度の予算要求もさせていただいております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 107ページと109ページも同じなのですが、小学校と中学校の就学援助事業費が認定者増につきというところで足りなくなったということで、もともと何名程度を想定していて、今回何名程度増えるのか。小学校と中学校それぞれお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） お答え申し上げます。

小学校につきましては、当初470名ということで予算のほうは要求していました。今回につきましては、増える見込みということで481名ということで11名、品目によっても異なるのですが、そういう形です。

中学校につきましては、当初303名のところ、見込みとして324名ということで21名の増ということで補正のほうを上げさせていただいております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） いろいろと過去のそういった実績を踏まえた上で、この人数をある程度割り出しているところもあるとは思のですが、今年度増えた要因というのは、担当課としてどのように考えておりますでしょうか。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） 要因といたしましては、小学校、中学校両方同じなのですが、前年度と大きくは増えておりません。ただ、令和7年度予算の計上の部分で若干人数が低かった。見込みが甘かったということもありまして、その分が不足したということでありまして、小学校、中学校両方合わせましても前年と大きく増減はないというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 分かりました。

もう一つ、別のところで、歳入のところで寄附金のところ、53ページ、教育総務費の寄附金1億50万円ということで、50万円については多分ホームページのほうでも名前等載っていると思うのですが、そのほか1億円についての何か詳細が、もし言えることがあればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） お答え申し上げます。

先ほど基金条例のほうでお話があったかと思うのですが、1億50万円、全部で3名の方の寄附になりますが、50万円については2人の方からの寄附になっております。もう一名、こちら1億円、こちらについては先ほども条例のほうで答弁があったと思うのですが、篤志家からの、栃木市内の方から1億円の寄附をいただいたということでございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 分かりました。ぜひ有効に使っていただけるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 89ページです。治山林道管理費なのですが、ここでの説明が岩舟の広戸三谷線と大平の西山田線ということで、ガードレール設置費ということの説明がありました。どのような形で、幅とか長さとか、幅というか長さですか、不法投棄された箇所かと思いますが、どのような設置になるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回ガードレールを設置します箇所につきましては、やはり建設廃材や豊等が投棄された箇所を中心に、あとは待避所とか結構広いスペース、捨てやすい場所とかがありますので、そういった投棄されやすい場所の周辺に設置していきたいと思っています。延長につきましては、西山田線が約140メートル、広戸三谷線で約100メートルのガードレール設置を計画しております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 西山田線に関しては2か所ですか、広戸三谷線については3か所ないし4か所あったと思います。また、車がUターンできる場所、先ほど課長がお話ししましたけれども、そういった場所にもガードレールをつけるということなのですが、今回の補正である程度ガードレール設置でそういったものは防げるというふうにお考えなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） ただいま林道につきましては通行止めがかかっております。6月の補正予算で撤去費のほうをいただきましたので、12月の初旬までに撤去のほうが完了しております。これから年内に解除のほうをしていくわけなのですが、通行止めの解除に当たりましては、衝突時に衝撃を緩和するようなクッション的な車止め、車幅を制限するような形で今回通行止めは解除していく考えでおります。さらに、今回捨てられた箇所を中心にガードレールを設置すること

によって、抑止力になっていくのかなというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、農林整備課では、もう工事は大体終わったという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） ガードレール設置は今後になりますけれども、撤去に関しましてはほぼ完了していますので、解除に向けた準備をこれからしていきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、ちょっと確認ですが、解除はいつぐらい、通行できる、その解除はいつぐらいになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 来週には、ほぼ準備整うかと思えますので、それで解除していききたいというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 105ページ、10款1項3目の篤志奨学金事業費ということで、先ほどの説明で9名と言ったのですが、この辺はハードルが高くてこのような数字になったのか、説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） お答え申し上げます。

今年度については9名ということですが、当初予算15名で予算のほうは計上してあります。令和7年度、今年度新たに採用した方というのが、応募が全部で10人の方からの応募がありました。実際所得要件とか、そういったものがありまして、実際採用した方が6名ということ、4名の方が給付を受けられなくなってしまったのですが、要件等については、当然お金を給付、あげることになりますので、やはり所得制限、所得をある程度基準を設けまして選定のほうはしているということでありまして、審査が厳しい、要件が厳しいというようなことでは、担当課としては思っておりません。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほどの説明で4名がということになると、その辺はやっぱりハードルとか、所得のことで却下なのですか。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） 今回10名のうち4名の方は所得がオーバーしたため、採用にならなかったという4名でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その辺は今後検討するという考えはないのですか。

○委員長（福富善明君） 飯島教育総務課長。

○教育総務課長（飯島 彰君） お答え申し上げます。

選考に当たりましては、所得基準というのがあります。それと、学力基準というのもありまして、成績証明書の評定平均、これが3.0以上の方が応募できるという形になっておりますので、所得につきましては、日本学生支援機構、こちらの所得を参考にして算定しておりますので、ただ当然子供たちの進学等に必要の方が必要としているということであれば、今後こういった所得要件、金額等についても検討はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望なのですが、やはり成績と所得ということで採用にならないということになれば、その辺は幾らか緩めるというか、子供のことから、私は行政のほうは少し考えていったほうがいいのかと要望して終わります。

○委員長（福富善明君） 要望ということでお願いいたします。

ほかにありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 90、91ページです。工業開発費、3目にありますが、一番右の欄に栃木インター西産業団地と平川産業団地で動きがあったということなのかもしれませんが、そのことについてそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 回答をお願いいたします。

高野産業振興部長。

○産業振興部長（高野義宏君） お答え申し上げます。

こちらは特別会計で職員の人件費のほうも措置しておりまして、そちらが不足する見込みとなったことですから、一般会計のほうから繰り出しをいたしまして、特会で受け入れて人件費という形での補正をさせていただくものでございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 91ページなのですが、2目商工業振興費で、中小企業融資保証事業費3,637万

3,000円の増額補正ということで、この上の2つ、通常の市の制度融資の申込みが想定を上回ったということかと、先ほど説明がありました、当初予算を調べてきていなかったのですが、当初の見込みが何件、幾らぐらいで、今現在どのくらい上回っているのか、ご答弁をいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） こちら何件というよりは、これまでの大体支出の額から年間このぐらいあれば足りるだろうということで支出の額を見込ませていただいております。当初の予算額としましては、3つ合わせまして7,000万円を予定していたところでございますが、制度融資を借りる方、それとあと金額も増えている。借りる方も増えているし、1件当たりの金額も多少増えたような、これは物価高騰によります仕入れ経費の増加であるとか、あとは賃上げに対応するために人件費が増えているとか、そういったものの資金繰りに充てるため、あるいは少しでも設備の合理化を図って経費を下げるために、その設備合理化のための機器の導入をするための設備合理化資金などの借入れ、こちらが件数あるいは金額が増えているというような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今課長のほうからご答弁いただきまして、私が言いたかったこと、まさにそのとおりのご答弁もいただいたのですが、一般質問でも申し上げたのですが、1998年頃から日本はデフレの時代に入って、2021年頃がデフレの出口だというふうに今言われていますけれども、本当にそこから、2022年から物価が上がってきて、今課長からご答弁もありましたが、全て資材費、物件費、人件費も、最賃も10月1日から栃木県は1,068円になりましたが、そういったことで企業も企業努力で何とかやってきているのだけれども、だんだん、だんだん疲弊をしてくる。そういったところがこの、中小企業にとって一番身近な、そういう融資の資金というのは市の制度融資なのです。そういったところも含めまして、今回補正でこれだけ上がってきたということは、物価高騰で仕方がないといえますか、当然対応しなければならないということで、またこれを来年度の当初予算にしっかりと生かしていただかないと、物価高騰にまだ出口が来ていませんし、物価高騰はだんだん、だんだんダメージは企業に蓄積をされてくるものですから、ぜひとも来年度の当初予算にしっかりと反映をさせていただきたいというところでございますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） なかなか企業さんのほうは、やりくりが大変であるということの裏返しなのかなと。なおかつ活発に経済活動が行われているということのあかしでもあると思いますので、その辺はしっかり支援できるような体制で我々のほうも準備をしたいというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これを持ちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第136号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第141号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 産業基盤整備課です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第141号 令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書33ページのほうをお開きください。令和7年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,779万6,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

次に、34ページ、35ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。34ページが歳入、35ページが歳出となっております。

大変恐れ入りますが、ページが飛びます。226ページ、227ページのほうをお開き願います。226ページ、3、歳出についてご説明いたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は61万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員手当等の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員2名の年齢、役職に変更が生じたことから、職員手当に不足が生じたため、増額するものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書224、225ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は61万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節一般会計繰入金の説明欄、一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の増額が生じるため、補正をするものであります。これは、先ほど一般会計補正予算で針谷正夫委員からご質問のありました特別会計への繰出金と対応する部分でございます。

以上をもちまして、令和7年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第141号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第142号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡参事兼産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（上岡 豊君） 引き続きよろしく願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第142号 令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の37ページをお開きください。令和7年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億319万4,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

次に、38ページ、39ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。38ページが歳入、39ページが歳出となっております。

大変恐れ入りますが、ページが飛びます。240ページ、241ページをお開き願います。240ページ、3、歳出についてご説明いたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は187万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員手当等の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員2名の年齢、役職に変更が生じたことから、職員の給料及び職員手当に不足が生じたため、増額を行うものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書238、239ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は187万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節一般会計繰入金の説明欄、一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の増額が生じるため、補正をするものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）の所管関係部分

の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第142号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 零時37分）